

日バス協技第106号

令和6年4月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長、旅客課長、自動車整備課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

○主なポイント

- ・「改善基準告示」新基準を踏まえた、「拘束時間」の改正
- ・遠隔点呼に係る事項の追加

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015